

【平成30年6月度土木構造物点検診断技術者資格認定制度に係る受験案内】 のお知らせ

次のとおり、平成30年6月度土木構造物点検診断技術者資格認定制度に係る講習会及び試験を実施しますので、ご案内いたします。

■土木構造物点検診断技術者資格とは

土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を実施し、知識と経験を基に構造物の特性を理解した上で点検の実施、損傷程度の評価、健全性の診断等ができることが認められた技術者に対し、点検診断技術者資格の認定を行っています。

なお、本資格制度で求める点検及び診断に関する技術は、鋼構造物、コンクリート構造物、トンネル構造物及びその他構造物（土工・舗装・道路付属物）を対象としています。

■認定資格区分

資格区分	業務内容
主任点検診断士	・土木構造物の点検及び診断において、十分な知識と経験を基に構造物の特性を理解した上で、点検の総括（安全管理等を含む）、損傷程度の総合的な評価、健全性の総合的な診断等、業務全体の監理を行うことができる者。 ・土木構造物の点検及び診断において、点検診断士、補助点検士を指導・総括することができる者。
点検診断士	・土木構造物の点検及び診断において、知識と経験を基に構造物の特性を理解した上で、点検の実施（安全管理等を含む）、損傷程度の評価、健全性の診断等を行うことができる者。 ・土木構造物の点検及び診断において、補助点検士を指導することができる者。
補助点検士	・主任点検診断士、点検診断士の指示のもと、土木構造物の点検を安全に行うことができる者。

■平成30年6月度の受験申込受付期間及び申込方法

- (1) 受付期間 平成30年 3月9日（金）～ 4月15日（金） …新規受験
平成30年 3月9日（金）～ 5月10日（木） …更新
- (2) 申込方法 受験の申込みは個人又は所属する会社で取りまとめて行って下さい。下記のホームページより、詳細を確認のうえ申込み手続きを行ってください。

ホームページアドレス > <http://www.tech-center.or.jp/qualification/>

なお、当資格認定制度における「主任点検診断士」、「点検診断士」については、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示1107号）」に基づく技術者資格登録簿に登録されております。

登録施設分野は橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート橋）、トンネル、舗装、小規模附属物の点検・診断業務となっており1つの資格で5分野10業務を網羅しております。

■お問い合わせ先

一般財団法人 阪神高速道路技術センター 総務企画部 企画課
土木構造物点検診断技術者資格制度事務局
電話：06-6244-6049（平日の9：30～17：00）
〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号 東亜ビル